

令和5年第1回長南町議会定例会

議事日程(第5号)

令和5年3月15日(水曜日)午後1時30分開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議案第17号 令和5年度長南町一般会計予算について

日程第 3 発議第 1号 長南町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

日程第 4 発議第 2号 長南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	宮	崎	裕	一	君	2番	林	義	博	君	
3番	河	野	康	二郎	君	4番	岩	瀬	康	陽	君
5番	御	園	生	明	君	6番	松	野	唱	平	君
7番	森	川	剛	典	君	9番	板	倉	正	勝	君
10番	加	藤	喜	男	君	11番	丸	島	な	か	君
12番	和	田	和	夫	君	13番	松	崎	剛	忠	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平	野	貞	夫	君	教	育	長	糸	井	仁	志	君				
総務課長	仁	茂	田	宏	子	君	企	画	政	策	課	長	河	野	勉	君	
企画政策課主幹	田	中	英	司	君	財	政	課	長	江	澤	卓	哉	君			
税務住民課長	高	徳	一	博	君	福	祉	課	長	長	谷	英	樹	君			
健康保険課長	金	坂	美	智	子	君	産	業	振	興	課	長	石	川	和	良	君
農地保全課長	三	上	達	也	君	建	設	環	境	課	長	唐	鎌	伸	康	君	
ガス課長	今	閑	裕	司	君	学	校	教	育	課	長	三	十	尾	成	弘	君
学校教育課主幹	徳	永	哲	生	君	生	涯	学	習	課	長	風	間	俊	人	君	

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 今井 隆幸 書記 山本 裕喜

○議長（松野唱平君） 皆さん、こんにちは。

本日が最終日となりますので、よろしくお願ひいたします。

開会に先立ち、報告いたします。

佐久間副町長から欠席する旨の届出がありましたので報告いたします。

以上で報告を終わります。

◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） ただいまから令和5年第1回長南町議会定例会第10日目の会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎諸般の報告

○議長（松野唱平君） 日程第1、諸般の報告をします。

本日、2番、林君他4名から発議2件を受理しましたので報告いたします。

なお、受理した議案、発議については手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第17号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第2、議案第17号 令和5年度長南町一般会計予算についてを議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

森川予算特別委員長。

〔予算特別委員長 森川剛典君登壇〕

○予算特別委員長（森川剛典君） ご指名をいただきましたので、予算特別委員会に付託されました議案第17号 令和5年度長南町一般会計予算についての審査の経過と結果について報告をいたします。

本委員会は3月13日の本会議において設置され、議長の招集により、当日第1回目の会議を開き、委員長の互選が行われました。委員長には、私、森川剛典が選任され、副委員長には、河野康二郎委員が選任されました。

続いて、審査の方法について審議した結果、令和5年度一般会計の内容は極めて複雑多岐にわたっており、慎重かつ詳細に審査をする必要があると認め、所管区分である総務経済と教育民生に分け、それぞれ款ごとに審査することに決定しました。

特に今回は予算特別委員会を議長を除く全員で行うことになり、活発な議論となりました。その結果、地方財政を取り巻く厳しい環境の中、個々の施策や事業が数値的にどのように具体化され、多種多様な町民要望に

迅速かつ的確に対応しているか。また、健全な財政運営をいかに留意されているかを着眼点とし、町執行部案に対して審査を行い、本委員会では様々な意見・要望事項がありました。それらの諸点については、町民への施策として適切な措置を期待するものであります。

なお、活発な議論の結果、主な意見、要望事項については、11項目と例年に比べ多くなりました。以下ご報告申し上げます。

各議員におかれましては、お手元に配付の報告書をご参照ください。

1、旧庁舎解体工事については、安全面に十分注意を払い、来庁者の利便性を損なうことのないよう実施されたい。また、その他の大規模事業の執行に当たっても、補助金、交付金等の特定財源の活用を徹底し、将来的な財政状況の悪化を招かないよう引き続き努められたい。

2、長南町の町づくりのイメージを誰にでも分かりやすく示すために、長南町第5次総合計画に基づくまちづくり計画図の早期作成を図り、町民と行政の協働による町の活性化に努められたい。

3、町有地への企業誘致や空き家・空き店舗を活用した企業サテライトオフィスによるリモートワークの推進など、ウィズコロナを見据えた雇用創出に取り組まれたい。

4、巡回バス廃止に伴い、高齢者の多い本町の重要な足としてデマンドタクシーの利便性の向上を図り、長南町地域公共交通活性化協議会の協議内容を踏まえ、地域公共交通の確立に努められたい。

5、持続的な農地利用に資するため、人・農地プランを基礎とした地域計画策定の推進を図り、国・県の補助制度を活用した新規就農者の確保、育成に努められたい。

6、持続可能な社会の実現に向けた地球温暖化防止策として、家庭における照明のLED化を推進するため、わが家のエコ電補助金を広く住民に周知するよう努められたい。

7、放課後児童クラブの運営に当たっては、保護者が安心して預けられるよう、また、児童が安全に過ごせるよう十分配慮し関係機関と連携しながら、問題解決に取り組まれております。本町も共働き世帯が増えていくので、一層の充実を図られたい。

9、5月8日から新型コロナ感染症の法的な位置づけが2類から5類相当へ引き下げられることに伴い、より一層関係機関との連携を図り、診療体制の確立に努められたい。

10、学校給食の調理業務の委託については、引き続き安全・安心な給食を、安定的かつ継続的に提供できるよう指導・監督に努められたい。

11、生涯学習・公民館事業については、3年に及んだコロナ禍からの脱却を見据え、町民が積極的に生涯学習に参加できるよう、さらなる事業の充実を図られたい。

以上のとおり、本特別委員会は意見・要望事項を付し、議案第17号 令和5年度長南町一般会計予算については、賛成多数をもって、原案のとおりこれを可決すべきものと決定いたしました。

令和5年3月15日、予算特別委員長、森川剛典。

○議長（松野唱平君） これで委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。委員長に対する質疑は、審査の経過及び結果についての質疑に限られますので、ご了承願います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

12番、和田君。

○12番（和田和夫君） 議案第17号 令和5年度一般会計予算に反対の討論をします。

一般会計予算は、前年度と比較して4億1,600万円減の48億900万円です。庁舎の建設に要した費用がなくなった分が大きく減ったからです。

小学生、中学生に対する給食費の無償化は、子供を育てる親の負担を少なくしたことで大変喜ばれています。

しかし、コンビニエンスストアでのマイナンバーカードによる住民票などの利用は、便利な側面と使用に伴う個人情報が利用される可能性があります。

町づくり計画で農産物直売所の計画が出ていますが、農産物直売所が町内の物を生産、販売、流通することは持続的に少し無理があると考えます。また、小学校用地の跡地活用について、議会に契約書を見せないこと。また、無料で貸し出すのであれば、必要な修理は借りる側で行うべきと考えます。

財政調整基金が昨年の決算では、12億7,794万円あります。不況、生活が思うようにいっていない人にも何かしらの援助の対策が必要だったと考え、令和5年度一般会計予算に反対したいと思います。

○議長（松野唱平君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、林君。

○2番（林 義博君） 賛成討論をさせていただきます。

年々増加する社会保障費や、原油価格、物価高騰の影響などにより先行きが不透明な状況の中、より一層慎重な財政運営が求められております。

そのような中、令和5年度一般会計予算については、歳入では引き続き自主財源の確保が厳しい状況の中ではありますが、交付税措置のある地方債の活用や各基金からの繰入れ、国・県補助金の活用などにより、特定財源の確保に努めていることが伺えます。

歳出では、旧庁舎解体工事や庁舎跡地整備計画、実施設計業務など、引き続き庁舎関連で必要な予算が計上され、その他の各種事業においては、新規事業であるわが家のエコ電補助金や、森林整備事業補助金など、住民の福祉向上に寄与する事業展開が期待できる内容であり、限られた予算の中でバランスの取れた編成になっているものと考えますので、私は本議案について賛成するものであります。

○議長（松野唱平君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を表決システムにより採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平君） 押し忘れはありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平君） なしと認め、確定します。

本案は賛成多数です。

よって、原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第3、発議第1号 長南町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

2番、林君。

○2番（林 義博君） 議長のお許しをいただきましたので、発議第1号の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、個人情報保護法の改正により、議会は令和5年4月1日から個人情報保護法の規定が適用対象外となることから、引き続き本町議会の個人情報を適正に取り扱うため、新たに条例を制定するものです。

本条例の目的は、議会における個人情報の取扱いに関する必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることで、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利や利益を保護するものです。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同くださるようお願い申し上げまして、発議第1号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（松野唱平君） これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まずは、原案に反対者の発言を許します。

12番、和田君。

○12番（和田和夫君） まず最初に、この議案が30ページにわたっています。

本来なら、議会の個人情報ですから、やはり議員の皆さんに最初に示して、一定の議論の中で提出すべきであったと思います。

また、長南町個人情報保護条例は、次のような問題点があります。

これは、全国的な市町村会のものと同じだと思いますので、次の2点について話します。

第一に、仮名の加工情報また匿名の加工情報についてです。

復元できないようにしてあるとか、第三者に提供してはならないとか、照合してはならないなど、制限や禁止の文言が入っているので問題はないのかなと思われるかもしれません、わざわざ禁止を記述しなければならないならば、最初から仮名加工情報とか匿名加工情報を入れなくてもよいと思います。情報が照合され、AIで分析されて個人が特定されることは十分考えられます。そうなれば、罰則があるからで許されるものではありません。

二つ目に、なぜこのような仮名加工情報、匿名加工情報の文言が入っているのでしょうか。

国は2021年5月にデジタル法の改正を行い、全国の自治体が持っている個人情報を企業の要請に応えて、それをAIで分析して、もうけのタネにさせるためです。そのために、匿名加工情報制度と全国の連携ができる仕組みをつくろうというものです。

長南町個人情報の保護条例には、反対したいと思います。

○議長（松野唱平君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） ほかにありませんか。

よろしいでしょうか。

それでは討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を表決システムにより採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平君） 押し忘れはありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平君） なしと認め、確定します。

本案は賛成多数です。

よって原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第4、発議第2号 長南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

2番、林君。

○2番（林 義博君） 議長のお許しをいただきましたので、発議第2号の提案理由の説明を申し上げます。

長南町行政組織条例が改正されたことに伴い、本委員会条例の所管に一部変更が生ずるため、改正をお願い

するものでございます。

ここからは改正内容について申し上げます。

第2条第1項イ中「企画政策課」を「企画財政課」に改め、同号中、ウ「財政課の所掌に属する事項」を削り、エをウとし、同号オ中「産業振興課」を「生活環境課」に改め、同号オを同号エとし、同号カ中「農地保全課」を「産業振興課」に改め、同号カを同号オとし、同号キ中「建設環境課」を「建設課」に改め、同号中キをカとし、クをキとし、ケをクとし、コをケとし、サをコとし、シをサとし、スをシとするものです。

また、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただきまして、ご賛同くださるようお願い申し上げまして、発議第2号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いします。

○議長（松野唱平君） ここで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号を表決システムにより採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平君） 押し忘れはありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平君） なしと認め、確定します。

本案は賛成全員です。

よって原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本定例会の会議録調製に当たり、字句、数字、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

これをもって会議を閉じます。

令和5年第1回長南町議会定例会を閉会します。

（午後 1時55分）